

○館山市地域公共交通会議設置要綱（案）

平成 22 年 10 月 13 日 告示第 56 号
平成 30 年 4 月 9 日 告示第 45 号
平成 30 年 7 月 日 告示第 号

（設置）

第 1 条 市長は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成 19 年法律第 59 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要となる事項を協議するため、館山市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

（協議事項）

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様並びに運賃・料金等及びサービスに関する事項（市運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を含む。）
- （2） 網形成計画の作成及び変更に関する事項
- （3） 網形成計画の実施に関する事項
- （4） 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

（交通会議の構成委員）

第 3 条 交通会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1） 館山市長又はその指名する者
- （2） 国土交通省関東運輸局長（千葉運輸支局長）又はその指名する者
- （3） 千葉県知事又はその指名する者
- （4） 東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
- （5） 一般乗合旅客自動車運送事業者
- （6） 一般乗用旅客自動車運送事業者
- （7） 社団法人千葉県バス協会長又はその指名する者
- （8） 住民又は利用者
- （9） 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体を代表する者
- （10） 道路管理者、千葉県警察、学識経験者その他交通会議が必要と認める者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし当該委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は再任されることができる。

（会長及び副会長）

第 5 条 交通会議に会長及び副会長を 1 人置く。

- 2 会長は委員の互選によってこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

（会長及び副会長の職務）

第 6 条 会長は、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 7 条 交通会議は、会長が招集する。

- 2 交通会議の議長は、会長をもって充てる。
- 3 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 交通会議の議決の方法は、出席した委員の多数決によるものとし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
- 5 会長は、有意義な議事運営を行うため、委員のうちから座長を指名することができる。

6 座長は、会議の議事進行を行い、座長に事故あるとき又は欠けたときは、会長又は会長が指名する者がその職務を代理する。

7 交通会議は原則として公開とする。

8 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、意見を聞くことができる。

9 交通会議の庶務は、館山市総合政策部企画課において処理する。

10 地域公共交通会議に関する相談、苦情、その他に対応するための連絡・通報窓口は会長が別に定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第8条 関係者は、交通会議において議決された事項について、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第9条 第2条各号に掲げる事項について、専門的な調査及び検討をするため、必要に応じて交通会議に分科会を設置することができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初に委嘱される委員の任期は、平成24年3月31日までとする。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。